

真室川公園遊具設計・設置工事指名型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、真室川公園遊具設計・設置工事について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべきものを選定するにあたり、専門性、技術力、企画力等を必要とする工事であることから、技術提案の内容を評価するためプロポーザルにより候補者を特定するための手続き等について定めることを目的とする。

2 業務に関する事項

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

令和 4 年度 社会資本整備総合交付金事業 真室川公園遊具設計・設置工事

(2) 業務内容

別紙要求水準書のとおり

(3) 発注者

真室川町長 新田隆治

3 窓口・問い合わせ先

真室川町役場建設課（建設整備係）

所在地 〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町 124 番 4

電 話 0233-62-2053

F A X 0233-64-1003

E-mail kensetsu@town.mamurogawa.yamagata.jp

4 手続等に関する事項

(1) 資料

①配布資料

- ・位置図
- ・平面図

②配布方法 電子メール及び真室川町ホームページ内への掲載による

③配 布 日 令和 4 年 6 月 6 日（月）

(2) 質問書の受付及び回答

①受付期限 令和 4 年 6 月 9 日（木）17 時まで

②受付場所 「3 窓口・問い合わせ先」のとおり

- ③提出書類 質問書(様式第1号)
- ④提出方法 電子メール及び Fax による。なお、電話及び持参での質問には応じない。
- ⑤回答方法 参加表明書に関する回答は令和4年6月10日(金)12時まで、それ以外の事項に関する回答は令和4年6月15日(水)17時までに電子メール等で全ての者に対し回答する。

(3) 参加表明書の提出

- ①提出期限 令和4年6月13日(月)17時まで
- ②提出場所 「3 窓口・問い合わせ先」のとおり
- ③提出書類

No.	提出書類	様式	留意事項
1	参加表明書	様式第2号	代表者印を押印したもの
2	会社概要書	様式第3号	
3	配置予定技術者調書	様式第4号	
4	施工実績調書	様式第5号	平成24年4月以降において、国又は地方公共団体が発注した複合遊具設置工事を元請として受注・履行した実績を記載すること。
5	業務実施体制表	A4サイズ任意様式	体制図を用いるなどわかり易く記載すること。

- ④提出部数 1部
- ⑤提出方法 持参又は郵送による。(郵送の場合は、「簡易書留」とし提出期限(必着)を厳守すること。)

(4) 提案書等の受付

- ①受付期間 令和4年6月14日(火)～令和4年6月20日(月)17時まで
- ②受付場所 「3 窓口・問い合わせ先」のとおり
- ③提出書類

No.	提出書類	様式	留意事項
1	技術提案書表紙	様式第6号	
2	技術提案書	A4サイズ任意様式	提案数は1社につき1案に限る
3	提案目的物の概要図	A3サイズ任意様式	完成イメージパース。多方向から図示し、誰が見

			ても完成形が把握しやすいもの。
4	製品の概略寸法、材質が判る三面図	任意様式	平面、立面、側面図
5	工程表	A4 サイズ任意様式	設計から製造、施工完了までの現実的かつ具体的な業務スケジュールを記載すること。
6	費用見積明細書	A4 サイズ任意様式	
7	参考見積書（維持管理費）	A4 サイズ任意様式	設置予定遊具の定期点検にかかる経費や維持管理にかかるランニングコストがわかるもの。
8	その他	任意様式	必要に応じて補足説明資料

④提出部数 7 部（正本 1 部、写し 6 部）

また、提案書の電子データ（PDF 形式）を保存した CD を 1 枚提出すること。

⑤提出方法 持参又は郵送による。

（郵送の場合は、「簡易書留」とし提出期限（必着）を厳守すること。）

⑥そ の 他 ホチキス止めはせず、クリップで止め提出すること。

（５）業務実施上の条件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- ① 真室川町競争入札参加資格者指名停止要綱その他の法令の定めによる指名停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 参加申込書提出時において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て、または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 法人税等の納付義務を有する者にあつては、納付期限の到来した税を完納していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営していない者であること。
- ⑥ 過去 10 年において、複合遊具を元請けとして施工した実績があること。
- ⑦ 複合遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有

し、補修・部品交換等のメンテナンスに迅速に対応できる業者であること。

(6) スケジュール

本業務のスケジュール（予定）は次のとおりとする。

	項 目	日 時
1	指名通知書送付	令和4年6月6日（月）
2	質問書受付	令和4年6月9日（木）17時まで
3	質問書の回答（参加表明書関連）	令和4年6月10日（木）12時まで
	質問書の回答（上記以外の事項）	令和4年6月15日（水）17時まで
4	参加表明書提出期限	令和4年6月13日（月）17時まで
5	技術提案書の提出	令和4年6月20日（月）17時まで
6	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年6月28日（火） 予定
7	審査結果の通知	令和4年7月4日（月） 予定
8	見積執行による契約締結	令和4年7月15日（金） 予定

5 審査委員会

(1) 真室川公園遊具設計・設置工事プロポーザル審査委員会

本業務に係る事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、真室川公園遊具設計・設置工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(2) 審査委員会の構成

審査委員会は別に定める「真室川公園遊具設計・設置工事プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき構成する。

6 審査方法

本業務の審査は評価基準表に基づき実施する。

指名型プロポーザルのため、本要領7「資格の喪失に関する事項」に該当しない者すべてを審査の対象とする。

審査は提出された提案書に対し、プレゼンテーション及び審査委員によるヒアリング（以下「プレゼン等」という。）によって主観的に審査する。

① プレゼン等

ア 実施日（予定）

令和4年6月28日（火）

会場・時間等については提案者に別途通知する。

イ 出席者

3名以内とする。

ウ 実施方法

・本プロポーザルに係る技術提案者は他の技術提案者のプレゼン等の傍聴

はできない。

- ・初めに、提案者より 15 分間以内の説明を行い、その後、審査委員による 10 分間以内の質疑応答を実施する。なお、説明は 15 分経過時点で終了とし、時間超過は認めない。
- ・プレゼン等は提出された提案書等に記載された文書、スケッチ等の範囲内により行い、動画を使用することは認めない。また、当日、追加資料等の持ち込みは禁止する。ただし、審査委員会が求めた追補資料についてはこの限りではない。

エ プレゼン等の順序

プレゼン等を行う順序は、提案書の受付順とする。

オ 評価基準

評価基準のとおりとする。

カ その他

- ・出席者の会場への入場は、事務局の係員が指示するものとし、それ以外は入場できないものとする。
- ・スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意する。スライド用のパソコンは持参すること。（準備、片付けの時間をそれぞれ 5 分設ける。）
- ・技術提案等の評価を厳正かつ公平に実施するため、プレゼン等の資料やスライド中には、企業名や身分が判るような表示をしないこと。ヒアリング、服装においても同様とする。
- ・会場内における携帯電話等通信機器の使用は禁止する。
- ・プレゼン等を録画又は録音することは禁止する。
- ・プレゼン等に参加しない場合は、原則として審査の対象としない。

評価基準

評価項目	評価基準	配点
コンセプト・意匠・バリエーション	子どもが遊びを通して心身の発育発達など、体力・想像力を身につけていけるような提案となっているか。	10
	子どもたちの好奇心を刺激してチャレンジしたくなり、何度も利用したくなる様々な遊び方がある遊具か。	10
	幅広い年齢層や障がいを持った子どもたちが遊べるよう、ユニバーサルデザインが配慮されているか。	10
	遊具設置場所の景観に配慮が見られ、遊具全体の組合せなどにも優れた創造性が見られるか。	10
安全に対する配慮	からまり、引っ掛かり、落下、挟み込みの対策、予期せぬ遊び方に対する安全検討など、子どもたちが安全に遊べるような配慮が十分か。	15
	遊んでいる子どもたちを保護者が見守りやすいような配置・見通しの良い空間となっているか。	15
維持管理	劣化の低減や長寿命化(耐用年数・保証期間)に配慮した部材を使用しているか。また、積雪対策を含む維持管理(交換・修繕)がしやすくなっているか。	15
企業実績	遊具設計・設置に係る実績や類似実績があり、提案の実現性が十分であるか。	10
導入経費	提案価格が最低価格であったか。	10
	提案価格が2番目に低い価格であったか。	5
その他	新型コロナウイルス感染防止にかかる提案がなされているか。	5
合計		110

①審査員評価

A-E の 5 段階評価とし、提案書内容・ヒアリングにより主観的に評価する。各配点に対し、以下の評価に応じたウェイトを乗じて計算する。

評価	基準	ウェイト
A	大変良い	1.0
B	良い	0.8
C	普通	0.6
D	やや不十分	0.4
E	不十分	0.0

②結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、この審査結果について異議は認めない。

7 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した時は、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 参加表明書及び提案書（以下、「提出書類」という。）の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 本業務に参加する者及び関係者が、審査委員等に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他不正な行為があったと町長が認めたとき。

8 契約候補者の決定

審査委員会は「評価基準」に基づき各審査委員が採点を行い、最も多くの審査委員から最高評価を受けた者を最優秀者とし、次点の者を優秀者として町長に報告する。

町長は、審査委員会の報告に基づき、最優秀者を契約候補者として決定する。

なお、最優秀者が町等から指名停止を受けることとなった場合等、協議が整わなかった場合は、優秀者を契約候補者として町長が決定する。

9 業務の契約

- (1) 町は、最優秀者を契約の相手方とし、契約の交渉を行う。なお、最優秀者との契約が成立しない場合は、優秀者と交渉を行うものとする。
- (2) 工事請負金額は、町で算出した金額を上限として見積執行による随意契約を行う。
- (3) 今後予定している設計・設置工事について、特別の事情がない限り、本業務受託者

との見積執行による随意契約を予定している。

- (4) 町は、発注対象となる設計・設置工事において、「提案書」に記載された内容及びプレゼン等内容に拘束を受けないものとする。

10 結果の公表

結果については、町ホームページで公表する。

11 その他

- (1) 提出書類及び質問書は返却しない。
- (2) プロポーザルに係る書類の作成および提出に係る費用並びに審査の参加費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提案書に記載した技術管理者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。
- (4) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、町は選定作業等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- なお、提出された書類は、町情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 町は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 参加表明書を提出した者は、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。ただし、提案書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに町長へ文書で届け出ること。
- (9) 契約候補者決定後、提案書の提出をした会社名等は公表することがある。
- (10) 契約における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、変更ができるものとする。
- (11) 契約者以外の提案内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。
- (12) やむを得ない事情により日程等の変更が生じる場合には、別途通知する。
- (13) 本件に関する説明会は行わない。
- (14) 本要領に規定されていない事態が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じ提案者に通知する。